

東南アジア・オセアニア地域税務ニュース 10月号
オーストラリア「過少資本税制 - EBITDA ベースの
テストへ改正案」、マレーシア「デジタル通貨取引の
ガイドライン」、ほか

October | Volume 15



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2022年9月30日時点)	p.1 - 3
インドネシア　　ベトナム　　フィリピン　　シンガポール	
マレーシア　　オーストラリア	
3. セミナー情報	p.3 - 4
ASEAN 地域	
4. 各国問い合わせ先	p.4

今月のハイライト

- オーストラリア連邦財務省は2022年8月5日、過少資本税制のEBITDAベースのテストへの改正や、多国籍企業による無形資産とロイヤルティに関する支払いの損金算入制限、税の透明性強化など税制改正に関するディスカッションペーパーを発表しました。
- マレーシア内国歳入庁(IRB)は2022年8月22日、暗号通貨を含むデジタル通貨取引の税務上の取扱いに係るガイドラインを公表しました。デジタル通貨取引に係る損益が、事業性の利益として課税されるか、キャピタルゲインとして非課税となるかの判断基準などについて明記されています。

各国税務ニュース(2022年9月30日時点)

インドネシア [VAT インボイス 最新情報](#)

国税総局(DGT)は、付加価値税(VAT)インボイスに関する PER-03 を修正する PER-11 を発行しました。PER-03 については、[TaxFlash No.13/2022](#) の b の項をご参照下さい。

PER-03 は、一元化された VAT 課税対象事業者(Pengusaha Kena Pajak/PKP)の VAT インボイスの発行方法を変更し、インボイスの宛先は一元化された買い手の支店であっても、配達場所とすることを規定しました。

しかし、PER-11 では、(一元化された PKP 住所の代わりの)配送先住所の使用は、VAT および奢侈品販売税(LST)の非徴収制度の適用を受ける「特定の地域」(kawasan tertentu atau tempat tertentu)にいる買い手に課税対象物品(Barang Kena Pajak)、または課税対象サービス(Jasa Kena Pajak)を提供する場合のみ適用可能となりました。この規則は、大規模納税者税務署、ジャカルタ特別税務署、中規模納税者税務署が管理する一元化された PKP への VAT インボイス発行にのみ適用されます。

詳しくは[本文](#)をご参照ください。

ベトナム



サイバーセキュリティ法に関する Decree 53/2022/ND-CP の発効

ベトナム政府は 2022 年 8 月 15 日、2018 年に制定されたサイバーセキュリティ法の多くの条文を詳述した政令 53/2022/ND-CP を発行し、ローカルデータ保存の要件や外国企業のローカルプレゼンスの要件を定めました。Decree 53 は 2022 年 10 月 1 日から施行されています。

OECDによるベトナムのステージ 2 の相互協議手続ピアレビュー報告書の公表

OECD は 2022 年 9 月 13 日、BEPS 行動計画 14(相互協議・仲裁制度の改善)の実施状況に関して、ベトナムのステージ 2 のピアレビュー報告書を公表しました。この報告書では、ベトナムが相互協議手続を改善し、BEPS 行動計画 14 の要件を満たすために執った措置と、今後予定される措置について詳述されています。今回のニュースブリーフでは、この報告書の結果とベトナムの租税条約への影響についてまとめられています。

フィリピン



IT-BPM セクター登録企業の在宅勤務措置延長と BOI 登録への変更手続き

IT-BPM(ビジネス・プロセス・マネジメント)セクター登録企業の在宅勤務の取り扱いについては、一時的な在宅勤務措置が 2022 年 9 月 12 日まで認められていましたが、2022 年 9 月 14 日に開かれた財政インセンティブ審査委員会(FIRB)の理事会(FIRB Resolution No. 026-22)において、在宅勤務措置の 2022 年 12 月 31 日までの延長が正式に決定されました。また同理事会は、より恒久的な在宅勤務措置として、IT-BPM 登録企業の BOI(投資委員会)登録への変更を許可すると発表しています。

シンガポール



シンガポール税制アップデート

源泉税における支払日に関するガイドラインのアップデート

シンガポール税務当局(IRAS)は 2022 年 8 月 18 日、源泉税における支払日および、みなし支払日の決定に関するガイドラインを更新し、源泉税における支払日は、所得計算上の損金算入のタイミングと無関係であることを明確化しました。

GST に関するガイドラインの改定

IRAS は GST における以下の取扱いに関連するガイドラインを改定しました。

- 私用車での乗客配達サービスに関するもの
- 不動産開発事業者向けサービスに関するもの
- 2023 年 1 月 1 日からの非デジタルサービスや低付加価値商品の輸入に関するもの
- Digital Payment Tokensに関するもの
- ゼロ税率取引におけるマーケティングサービスに関するもの
- 2023 年 1 月 1 日からの税率変更に関するもの

CbCR の提出義務に関する届出書を導入する税法規則の改正

国別報告書(CbCR)に関する税法規則の改正が 2022 年 8 月 12 日に発効し、要件を満たす多国籍企業グループ(MNE)のシンガポール最終親会社(UPE)は、IRAS に対して、CbCR の提出義務に関する届出書を提出することと規定されました。本改正は、2022 年 1 月 1 日以降開始する事業年度に係る CbCR の提出義務に対して適用されます。また、本届出書の提出期限は、各事業年度終了後 3 ヶ月以内、またはそれ以降の IRAS が許可した日となります。

シンガポールとの間における CbCR の自動的情報交換の実施対象国、地域の追加

IRAS は CbCR に関する List of Jurisdictions を更新し、シンガポールとの間における CbCR の自動的情報交換の実施対象国・地域にチュニジアを追加しました。当該自動的情報交換は 2020 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から実施されます。

マレーシア

9月のマレーシア税制アップデート



- デジタル通貨取引の税務上の取扱いについてのガイドラインの公表

内国歳入庁 (IRB) は 2022 年 8 月 22 日、デジタル通貨取引の税務上の取扱いに係る [ガイドライン](#) を公表しました。デジタル通貨には暗号通貨(仮想通貨)も含まれ、当ガイドラインは法人・個人ともに適用されます。マレーシア国内で事業としてデジタル通貨の取引をしたとみなされる場合には、取引から生じた所得が課税される一方で、取引の頻度が少ないなどの理由により事業としての性格がない場合には、キャピタルゲインとして非課税になります。取引が継続的であるか、体系的であるか、積極的に行われたものであるかなどが、課税または非課税の判断基準となります。ガイドラインには、事業上の支払い・決済・給与支給などにデジタル通貨を用いた場合の取扱いや、デジタル通貨の取得価格の算定方法なども記載されています。

- 支払利息の損金算入制限に関するガイドラインの改訂

過大支払利子税制 (Earnings stripping rules) における損金算入限度額 (Tax-EBITDA) 計算の適用に関して、IRB の [ガイドラインの改訂版](#)において、以下の点などが明確化されました。

- TAX-EBITDA の計算において加算調整する「適格控除」の新定義の適用時期
- 支払期日未到来の利息の取扱い

- 個人の販売エージェントなどへの支払いに係る源泉税についての FAQ の改訂

IRB は、標記 [FAQ の改訂版](#) (マレー語) を公表しました。改訂版で明確化された主な項目は以下のとおりです。

- 2% の源泉税の納付期限 (当月分の合計を翌月末日まで)
- 源泉税の納付に係る申告フォームの提出方法

オーストラリア

Monthly Tax Update September



連邦財務省は 2022 年 8 月 5 日に下記の税制改正に関するディスカッションペーパーを発表しました。[本ニュースレター\(英語\)](#) はディスカッションペーパーの概要(ページ 7)を含む、直近のオーストラリアの税制の動向について解説しています。

- 過少資本税制 — EBITDA ベースのテストへ改正案
- 無形資産とロイヤルティに関する支払い — 多国籍企業による損金制限
- 多国籍企業に対する税の透明性の強化

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

ASEAN 地域 「新たなビジネスモデルの創造へ: ASEAN 組織再編・再生シリーズ」
第 9 回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点
配信日時: 2022 年 5 月 10 日(火)~12 月 28 日(水)



概要: 5 月 10 日より「第 9 回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点」の配信を開始しました。コロナ禍の 2020 年~2021 年において、日系企業の東南アジア域内における新規企業買収の件数は、コロナ前の水準と比較して減少傾向にありました。本セッションでは、東南アジア主要国のうち、タイ・マレーシア・インドネシアの 3 力国を例に、グループ内の組織再編において実務上頻繁に用いられている手法や、税務上の主な留意点について解説します。特に日本の制度との違いや、日本本社が税務上考慮すべき事項に焦点を当てて説明します。また現地で組織再編する場合に加え、日本における組織再編により現地子会社の株主が変更される場合に留意すべき、現地での税務上の論点についても併せて紹介します。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、青木 一憲(金融)、本間 稔(移転価格)、田中 文人

PwCインドネシア [菅原 竜二](#)(カントリーリーダー)、深澤 直人
問い合わせ先: id_jbd@pwc.com

PwCタイ [魚住 篤志](#)(カントリーリーダー)、[武部 純](#)、加藤 夏樹(移転価格)、木村 洋平
問い合わせ先: th_jbd@pwc.com

PwCベトナム [今井 慎平](#)(カントリーリーダー)、小山 誠祐、小暮 寛之
問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン [東城 健太郎](#)(カントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)
問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア [杉山 雄一](#)(カントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)
問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール [ハワード・オオサワ](#)(ジャパンデスク 税務統括)、北村 勝信、[山本 尚紀](#)、海谷 亮介
問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア [寺崎 信裕](#)(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介
問い合わせ先: au_japan@pwc.com

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界155カ国に及ぶグローバルネットワークに327,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.